

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月まで

高校を卒業し、6 年間働いた後、実家に帰ってきた時に、父親が国民年金の加入手続をしてくれた。その時、過去 2 年分の保険料をさかのぼって払えるということで、父親が払ってくれた。

父親は確かに過去 2 年分の保険料を納付してくれているはずなので、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に参与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親を通じて、自身が県外での理容師の修業を終えて親元に帰郷後、その父親が市役所で加入手続を行い、過去 2 年分の保険料約 17 万円をさかのぼって納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 10 月に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が申立人に払い出されたこともうかがわれなことから、このころ申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この時点で申立期間は時効到達前であり、国民年金保険料は納付可能である。

また、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、申立人の母親と共に国民年金制度発足から 60 歳到達までの保険料に未納は無い上、複数年にわたり前納しているなど、申立人の父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

一方、申立人の父親が申立人に係る国民年金加入手続を行った市（帰郷先）の国民年金保険料収納記録を見ると、オンライン記録上は納付済みとされている昭和 61 年度について、納付済みを表す記載が認められないが、同市

に確認したところ、61年度の保険料は過年度納付されたものと推認できる。

このことから判断すると、申立人が過去2年分納付したとする保険料は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの1年分及びオンライン記録上納付済みとされている61年度分（昭和61年4月から62年3月まで）を合わせた2年分の保険料であったと考えても不自然ではない。

さらに、上記昭和60年4月から62年3月までの2年間分の保険料を納付するのに必要となる金額は、申立人が納付したとする保険料額ともほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1172

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで
国民年金制度が開始されたときに、すぐ加入した。年をとった時に少しでも年金がもらえれば良いなと思っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から考えると、申立期間の一部が既に時効であること、ii) 申立期間直後の期間の保険料を納付した時点で申立期間は既に時効であり、納付できなかったと考えられること、iii) 毎月、集金で納付していたと申立人が記憶する保険料の納付方法が当時の状況と一致しないこと、iv) 申立人が保険料の納付の証拠として主張した国民年金手帳の印紙検認台紙の割印について、保険料を納付していない場合でも割印を押して台紙を切り取ることから、納付の証拠とは言えないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、日本年金機構において、各市町村から移管された国民年金被保険者名簿を再度調査したところ、社会保険庁（当時）が当委員会の照会に対して、不存在と回答していた市の被保険者名簿が発見され、同名簿の裏面の申立期間には「この年度納付済」の押印が確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したのは明らかである。

判明した新たな事情を含めて改めて判断すると、申立人の申立期間の納付記録については、国民年金保険料納付済期間として記録を訂正すべきものと認められる。

なお、同名簿の表面には「附4条通知済」の押印が確認でき、第3回特例納付があったことがうかがえるとともに、申立人の年金記録が申立期間のみ未納と記録されていたことなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料は、当該特例納付によって納付されたと考えられるところであり、申立人の申立内容とは異なる方法によって納付されたものと推測される。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和40年11月7日）及び資格取得日（昭和41年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月7日から41年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。昭和37年4月1日にA事業所に入社し、45年12月16日に退職するまで継続してA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和37年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年11月7日に資格を喪失後、41年9月1日に当該事業所において再度、資格を取得しており、40年11月から41年8月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立期間当時の厚生年金保険の記録が確認できる多数の同僚が、「申立人は継続して勤務していた。」と証言しており、これらの同僚のうち、申立人と同じCであったとする者は、「申立人と自分はB所のCとして一緒に勤務していた。この職種は二人が交代でDと補助員を務めたので、申立人が欠勤すれば仕事に支障を来して記憶に残るはずだ。」と述べている。

また、申立人の上司は、「申立人はB会社において重要な職種であるCを務めていた正社員であり、他の社員同様に保険料も控除されていたと思う。」と

証言している。

さらに、オンライン記録によれば、上述の上司及び同僚全員が申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に消滅しており不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年11月から41年8月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和31年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月26日から同年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和31年2月1日にA事業所本店から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和30年12月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡国民年金 事案 1173

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 53 年 2 月まで

私は、退職後、体調を崩し病院に通院していたため、4年間ぐらい国民年金保険料を納付していなかったが、国民年金が切れているので、将来、年金をもらえなくなるとの知らせを受け区役所へ行った覚えがある。

未納だった保険料はまとめて納めたと思っており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続を行ったかどうか覚えていないとしているところ、申立人が所持する年金手帳にも申立期間に国民年金に加入していたことを示す記載は無く、オンライン記録上も昭和 36 年 6 月 25 日付けで任意加入により取得した国民年金被保険者資格を 43 年 4 月 1 日付けで喪失しており、申立期間は未加入とされている。

また、申立人は、昭和 46 年 3 月に会社を退職した後、体調を崩していたため、保険料を納めていない期間が4年間ぐらいあり、申立期間当時居住していた区役所から通知を受けたことを契機として、申立期間の保険料をまとめて納付したはずであると述べているが、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意加入であったことになる。しかし、申立人は任意加入をした記憶も無いとしている上、昭和 43 年 4 月の被保険者資格喪失後、申立人が主張するとおり、46 年 3 月の退職から4年間ぐらい経過後、加入手続を行ったとしても、制度上、46 年 5 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、さかのぼってまとめて保険料を納付することもできなかつたとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から11年2月まで

私は、20歳到達当時大学生で、両親の金銭的負担が大きいため市役所に行き免除申請を行った。その後承認の通知が届いたように記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月から11年3月までの大学在学期間中、10年2月に転居をしていることから、申立人が主張するとおり、申立期間を通じて国民年金保険料の免除の承認を受けていたとすると、転居前後の2つの市で計3回免除申請を行っていたことになるが、転居前後のいずれの市で申請を行ったのか、複数回申請を行ったのか、大学在学中であったか等についての免除申請に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立人は、大学卒業後の平成11年4月に保険料の免除申請を行い、同年3月から12年3月までについて承認を受けた事跡（なお、申立人の母親が11年11月に同年4月から12年3月までの保険料を納付したため、11年3月分だけが免除期間として残り、同年同月分は18年11月に申立人が追納）が確認できることから、申立人は11年4月に行った免除申請の記憶を申立期間に係る記憶として混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳も、オンライン記録と同様に申立期間は未納とされており、記録間の齟齬もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 2 月までの期間及び 49 年 10 月から 52 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 38 年 2 月まで
② 昭和 49 年 10 月から 52 年 11 月まで

私は、厚生年金保険を脱退した後、すぐに国民年金の加入手続をしていたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 8 月に払い出されており、これ以外に申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ、申立人は、初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。このため、申立人は、オンライン記録どおり、申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間①の大半及び申立期間②のうち一部期間は、申立人の元夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意加入であったことになり、制度上、上記昭和 53 年 8 月ごろ行われたとみられる国民年金加入手続により、これら期間について、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することもできなかつた。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間及び平成 3 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月

私は、保険料納付について市役所で相談したことはあるが、免除申請をした記憶は無い。結婚前、保険料納付の通知は来ていたが納付していなかったもので、結婚後に夫に相談し、平成 5 年の冬にボーナスでまとめて払うことにした。私と主人は昭和 63 年 10 月から平成 3 年 4 月までの保険料を払ったことにより未納は無いと思っており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年に、それまで納付していなかった国民年金保険料を、申立人の夫の同年の冬期賞与により納付したと述べているところ、オンライン記録から、元年 4 月から 3 年 3 月までの申請免除期間に係る保険料を 5 年 12 月 10 日に追納していることが確認できるが、これは、この期間が申請免除期間であり、制度上、追納の時効が 10 年とされていることから納付できたものである。

一方、申立期間は申請免除期間ではなく未納期間であったことから、納付の時効は 2 年とされており、平成 5 年 12 月時点では既に時効を経過しているため、保険料を納付することはできなかった。

また、申立人が、申立期間当時居住していた市の電算記録でも申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書控、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 51 年 5 月まで

私は、結婚を機に会社を退職し、国民年金に切り替えている。義母（昭和 62 年死亡）から老後の生活のために国民年金に加入することの大切さを教えられ、毎月、保険料を金融機関で納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月の結婚を契機として会社を退職した後、国民年金加入手続を行ったと述べているが、同手続を自身で行ったのか家族に任せたのかを記憶していないほか、申立期間の国民年金保険料の納付についても、誰が納付したのか覚えていないとしているなど、申立期間に係る国民年金への加入及び保険料の納付をうかがい知ることは困難である。

また、申立人の所持する年金手帳には、昭和 51 年 6 月 1 日付けで初めて被保険者となったことが記載されている上、同日付けの任意加入の手続に伴い払い出されたとみられる国民年金手帳記号番号も同年 7 月に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は同年 6 月に初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、同手続までは国民年金には未加入であったことになり、申立人が主張するように申立期間の保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意加入であったことになり、制度上、申立期間についてさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、さかのぼって保険料を納付することもできなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①及び②において、健康保険被保険者証を所持していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持していた辞令から、申立人が申立期間①にA事業所、申立期間②にB事業所に非常勤職員として勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A事業所及びB事業所の後継事業所であるC事業所は、「申立期間当時、非常勤職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、「厚生年金保険と健康保険は一体であり、申立期間について健康保険証を所持していた。」と主張するが、Dの記録によれば、申立人は、申立期間①及び②の各期間を通じ、E事業所で加入していた健康保険に任意で継続加入していることが確認でき、当該期間にA事業所又はB事業所の健康保険に加入していた事実は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の老齢年金の裁定請求に基づき、社会保険庁(当時)は昭和 60 年 9 月 19 日に裁定を行っているが、申立期間①及び

②において、仮に厚生年金保険に加入していたのであれば、在職老齢年金として裁定額の一部について支給停止を受けるべきであるものの、申立人に裁定額全額が支給されていることが確認でき、申立人は、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月21日から40年4月26日まで
② 昭和41年1月22日から43年6月18日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年10月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1133

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月から34年12月まで (A事業所)
② 昭和35年1月から同年3月まで (B事業所)
③ 昭和35年4月から39年2月8日まで (C事業所)
④ 昭和44年3月31日から同年5月まで (D事業所)
⑤ 昭和45年10月28日から同年11月1日まで (D事業所)
⑥ 昭和47年4月3日から同年10月1日まで (E事業所)

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

当時の給与明細書等は所持していないが、申立期間①から⑥までの期間は確かに勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「自分は、実際はA事業所の関連事業所であるF事業所に勤務していた。」としており、申立人が記憶するF事業所の事業主の遺族の証言から、申立人は申立期間①当時、F事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、F事業所は、厚生年金保険の適用事業所と

して確認ができず、当該事業所の所在地を管轄する法務局でも同事業所の商業登記の記録を確認できない。

また、上述のF事業所の事業主の遺族は、「当時の資料は保存しておらず、厚生年金保険の適用についても分からない。」と回答しており、申立人が記憶するF事業所の同僚は、申立期間①当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、既に死亡しており、当時の状況について確認することができなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で昭和32年1月21日から35年5月10日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B事業所として申立てを行っているが、オンライン記録において、申立期間②当時、B事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、名称が類似するG事業所において、申立人は、昭和36年7月1日から同年8月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者となっており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の36年7月1日と確認できる。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名について記憶しておらず、G事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた者の所在は確認ができなかった。

さらに、G事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

加えて、G事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に元事業主の氏名の記載が確認できるが、当該元事業主の所在が確認できなかったことから、当時の状況について確認することができなかった。

申立期間③について、同僚の証言から、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、上述の同僚は、申立人の勤務時期について記憶していなかったことから、申立人の勤務時期に係る証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録から、申立期間③のうち、昭和36年2月6日から同年4月11日までの期間はA事業所で、同年7月1日から同年8月1日までの期間はG事業所で、それぞれ厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立期間③当時のC事業所の事業主は既に死亡しており、事務担当者も当時の書類は廃棄したため詳細は分からないとしていることから、申立期間③当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について、確認することができなかった。

申立期間④及び⑤について、複数の同僚の証言から、申立人がD事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人と同時期にC事業所からD事業所に転職したと申立人が記憶する同僚は、オンライン記録を確認したところ、C事業所で昭和39年3月27日に

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時から代表取締役として商業登記簿謄本に記載されている者に照会したが、「申立人の記憶はあるが、当時の資料は保管していない。当時の状況もよく分からない。」と回答していることから、申立期間④及び⑤当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について、確認することができなかった。

申立期間⑥について、元事業主の証言から、勤務期間の特定をすることはできないが、申立人がE事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人は昭和 47 年 2 月 1 日から同年 4 月 3 日までの期間、E事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できるところ、上述の元事業主は、「申立人の勤務していた期間は、2 か月間ではなく、もっと長い期間だったと思うが、申立期間当時の資料は保存していない。厚生年金保険の適用についても、事務担当者が行っており、分からない。現在、事務担当者は証言ができる健康状態ではない。」と証言しており、申立期間⑥当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができなかった。

また、申立人が同じ仕事を担当していたと記憶する同僚は、「申立人の氏名は記憶が無い。」と証言している。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 7 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間についてA事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提供を受けた退職証明書から、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 19 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、B事業所（A事業所の後継事業所）にて保管している申立人に係る人事記録によれば、申立人の入社日（昭和 19 年 1 月 7 日）から、同年 7 月 24 日までの間は事務員であった旨が記載されており、申立期間のうち、当該期間については、厚生年金保険（労働者年金保険）の加入対象職種ではなかったことが確認できる。

さらに、B事業所は、昭和 19 年 7 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人から厚生年金保険料を控除したかは、不明と回答している。

加えて、申立人の厚生年金保険料の納付については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳から、昭和 19 年 10 月 1 日からであったことがうかがわれる。

なお、B事業所に照会したところ、申立期間当時の書類については、前身の会社のときの取扱いのため、現在残っておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除についての資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月ごろから33年3月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所B出張所で臨時雇いの現場作業員として働いていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、自分と同様の業務に従事していたとして氏名を挙げた元同僚の証言から、申立人が、申立期間の一部期間についてA事業所の現場作業員として勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該元同僚は、「申立人と同時期に、同様の条件でA事業所の現場作業員として2年間ぐらい勤務したが、当該事業所で厚生年金保険に加入していた記憶は無く、健康保険は国民健康保険に加入していたと思う。」と証言しており、オンライン記録によると、当該元同僚の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認ができない。

また、A事業所B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において厚生年金保険の資格を取得した者は確認ができない。

さらに、A事業所に照会したところ、「当社の従業員名簿に申立人の氏名は無かったので、申立人は正社員ではなかったと思われる。当時、正社員以外の現場作業員は傭人又は雇員の資格で採用し、厚生年金保険には加入していなかった可能性が高いと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 3 月 14 日から同年 8 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。昭和 38 年 1 月から 8 月くらいまで A 事業所に勤務したと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上述の同僚、及び当該同僚と同様に A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚は、「A 事業所において厚生年金保険に加入する前から当該事業所で勤務している。」と証言している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は入社後しばらく勤務状況をみた後で厚生年金保険に加入させることがあった。」と回答していることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、上述の社会保険事務担当者は、「申立人は短い勤務期間であったと記憶している。また、厚生年金保険に加入していない期間の保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 38 年 2 月 1 日に A 事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、A事業所に照会したところ、申立期間①及び②当時の人事記録等の書類は残されていないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

なお、申立期間①及び②当時にA事業所が加入していたB組合は、申立期間①及び②当時の健康保険の加入記録は保存されていないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間は、A事業所からB事業所へ社名変更があったが、派遣されたC事業所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A事業所からB事業所へ社名変更があったが、派遣されたC事業所で継続して勤務していた、と主張しているが、オンライン記録及び商業登記簿謄本から、A事業所とB事業所は、別事業所であることが確認できる。

また、A事業所の事業主の妻は、「A事業所の元役員が独立して、B事業所を設立した。申立人は、申立期間についてはA事業所にいなかった。」と回答している。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書により、昭和43年1月5日の事業開始と、同年2月1日の健康保険・厚生年金保険の新規適用が確認でき、B事業所の取締役兼経理部長は、「申立期間当時の資料は残っていないが、厚生年金保険が適用される前月の厚生年金保険料を申立人の給与から控除したとは考えられない。」と回答している。

加えて、申立人が同僚として挙げた者も、申立期間に厚生年金保険の記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 48 年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、実際に支給されていた給与額より社会保険事務所に記録されている標準報酬月額の方が低額となっていることが分かった。実際に得ていた給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える給与を得ていたと主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る船員保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、船舶所有者Aの事業主（申立期間当時の事業主の息子）は、「申立期間当時の事業主は死亡しているが、申立期間において、申立人の給料からは、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に応じた船員保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「船員保険の標準報酬月額は、B県の船員保険係による調査もあったので、給与額に基づいた届け出をしていた。」と証言している。

加えて、船舶所有者Aの船員保険被保険者名簿における申立人の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が^{てきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から同年12月26日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A事業所で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白がある。
A事業所には、昭和29年2月から36年1月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、「申立人のことは記憶している。申立人の勤務期間や申立人が途中で退職したかどうかは分からない。」と証言している。

しかし、A事業所に申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人は出勤しなくなった時期があった。その期間については、給料を支給していなかったから、当然に厚生年金保険料も控除していないと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 5 日から同年 12 月 3 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間中、A事業所（B事業所のグループ会社）に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 43 年 12 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人と同様にB事業所からA事業所に異動し、A事業所の厚生年金保険の新規適用日に厚生年金保険被保険者となっている者全員が、同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが確認できる。

また、A事業所の元事務長から、「当時、B事業所との事務手続がうまくいかず、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間ができてしまった。その期間について、厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」との証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月 14 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、中学校卒業後、A事業所に集団就職し、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の役員の妻が申立人を覚えていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A事業所はB県にあったと述べているが、オンライン記録では、B県においてA事業所という名称での厚生年金保険の適用事業所を確認することはできない。

また、上述の役員の妻は、「A事業所は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答しており、オンライン記録から、役員及びその妻は、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が中学校から一緒にA事業所へ集団就職したと記憶する複数の同僚を特定することができず、同僚から証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。